

入会金及び会費規程

制定 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規定は、一般社団法人粒子線治療推進研究会（以下「この法人」という。）定款第 7 条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員資格)

第 2 条 会員資格(定款第 5 条の規定に基づく社員)はつぎのとおりとする。

この法人の趣旨に賛同する個人又は団体でこの法人の理事会または理事長の承認を得、入会金、会費を納入した者。

(会員喪失)

第 3 条 会員資格喪失はつぎのとおりとする。

1. 定款第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
2. 総社員の同意があったとき。
3. 当該会員が死亡し、又は解散した時。

(会費等の額)

第 4 条 会費の額は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 個人会員
入会金 5,000 円 年会費 12,000 円
2. 団体会員(企業・団体)
入会金 100,000 円 年会費 500,000 円
3. 会費等は不課税扱いである。

(会費等の納入期限)

第 5 条 会員は、会費を毎年(4 月 1 日から 3 月 31 日までの)12 か月分を、4 月 30 日までに納入するものとする。

(返還義務)

第 6 条 入会金および会費は、事業年度途中で会員資格を喪失しても、その返還義務を負わない。

附則

1. この規程は、理事会で決議された日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会にて決定する。